

学生海外調査研究	
中世後期ロンドンの刃物職人にみる「人と人とのかかわりあい」	
佐々井 真知	比較社会文化学専攻
期間	2010 年 7 月 14 日～2010 年 7 月 29 日
場所	英国 ロンドン
施設	国立公文書館・大英図書館・ロンドン市立公文書館・ロンドン大学歴史学研究所図書館

内容報告

1. 海外調査研究の必要性・目的

執筆者は、中世後期イングランド諸都市に生きる人々が築いた、「人と人とのかかわりあい」の様相を明らかにすることを目指して研究を進めている。博士論文では、中世後期ロンドンの商工業者、とくに刃物職人と、絹加工業に携わる女性であるシルクウーマンとを対象とし、複数の種類の史料を収集・分析してこのテーマを考察するつもりである。シルクウーマンについてはすでに史料の収集を完了し、分析・考察を進めているため、本調査では、14・15・16世紀の刃物職人に関する史料の収集を目指した。

刃物職人の事例から見えてくる「人と人とのかかわりあい」の様相を明らかにするには、刃物職人が結成していた同業者団体すなわち刃物職人ギルドの内部での相互扶助やギルドを介しての異業種の人々とのかかわりと、個々の刃物職人が持つ、同業者以外をも含むさまざまな人々とのかかわりの両方を扱わねばならない。団体と個人の両方に注目することで、ロンドンの人口の大半を占めた商工業者の生き方を理解することが可能になると考えるからである。同業者団体を通じてのかかわりあいについては、刃物職人ギルドの会計簿を主な史料としてすでに考察を進めているため、本調査では、執筆者のこれまでの調査では収集が不十分であった、刃物職人個人が持つ他人とのかかわりの一端を見出しうる史料を収集することを目的とした。すなわち、本調査は、中世後期ロンドンに生きる人々が築いた、「人と人とのかかわりあい」の様相を明らかにすることを目指す博士論文の中核となる議論を発展させるために不可欠だといえる。

ひとりの刃物職人を中心に据えて、彼の持つ他人とのかかわりを明らかにしようとする際に有効な史料は、第一に、遺言書である。先行研究では、遺言書はとくに女性の持つかかわりを研究する際に多く用いられてきたように思われる。商工業者として働く個々の女性については遺言書が唯一の史料である

場合が多いためである。しかしながら、60年以上前に S. スラップが 15 世紀ロンドンの商人について示したように、男性の商工業者の遺言書もまた、遺言書作成者と彼を取り巻く多様な人々、たとえば親族、同業者、近隣住民などのかかわりあいを探るためには有益といえる。なお、遺言書本文が現存しておらず、遺言書の検認記録のみが現存していることもある。本調査では検認記録のみの記載であっても収集したが、本文も現存している場合と区別するため、検認記録のみが記載された史料は遺言関連文書と呼ぶこととする。

第二に、裁判関連文書もまた、個々の刃物職人の持つ他人とのかかわりを探るために利用できる。裁判関連文書は、索引が刊行かつデータベース化されているために効率的に一次史料収集が可能である、大法官府裁判所 The Court of Chancery に提出された請願書のうち、ロンドンの刃物職人が申立人あるいは申立人とのもめごとの相手であるものを収集した。裁判関連文書を史料として用いる理由の第一は、非親和的關係をも明らかにできることにある。遺言書には、遺言書を作成する時点で遺言者が心にかけて、信頼していた人々への遺贈や依頼が記されることから、遺言書が示すかかわりは、親和的、友好的なものに限定される可能性が高い。しかし人々の生活には非親和的なかかわりも生じざるを得ない。その諸相を見出せるのが、もめごとの相手や内容を伝える裁判関連文書である。一方で、内容を丁寧に読み解くことで、刃物職人がさまざまな人々と親和的と考えうるかかわりを築いていた証拠をも、見出すことができるだろう。

2. 調査の概要

刃物職人の遺言書および遺言関連文書と、刃物職人が関係する大法官府裁判所の文書のそれぞれについて、本調査の概要を示す。

2.1 遺言書・遺言関連文書

現存する刃物職人の遺言書および遺言関連文書は、ロンドンにある国立公文書館 The National Archives とロンドン市立公文書館 London Metropolitan Archives に所蔵されている。国立公文書館所蔵の史料はすでに入手してあるため、本調査ではロンドン市立公文書館に赴き、一次史料の撮影あるいはマイクロフィルムの印刷というかたちで収集した。本調査で収集の対象としたのは、ハスティング裁判所 The Husting Court、ロンドン副司教管区裁判所 The Archdeaconry Court of London、ロンドン大助祭管区裁判所 The Commissary Court of London に登録された、14 世紀から 16 世紀の刃物職人の遺言書・遺言関連文書である。刃物職人と自称しているなど、史料中の文言から判断して刃物職人であることが明らかであるもののみを選択した。

遺言書・遺言関連文書を収集する際には、ロンドン副司教管区裁判所とロンドン大助祭管区裁判所に登録された文書については、それぞれの裁判所が作成した 2 種類の文書を調査する必要がある。ひとつは、遺言書登録簿 Will Register である。遺言書本文は通常は、検認記録を末尾に付されて遺言書登録簿に記され、この遺言書登録簿が、登録を受け付けた裁判所ごとに作成されて現存している。加えて、遺言書登録簿には、検認記録のみが記載された箇所や、遺言を残さずに死亡した人々の財産の処分を執り行うべき人々を裁判所が決定した旨が記載された箇所もある。調査すべきもうひとつの文書は、検認記録のみを集めた、少なくとも現在ではアクト・ブック Act Book と呼ばれている文書である。

つまり、上述の 2 裁判所については、遺言書（ほとんどの場合は検認記録つき）・単独の検認記録・遺言なしの死者に関する取り決め、の 3 種類の史料が存在するといえる。16 世紀については、同一人物に関して遺言書と単独の検認記録の両方が現存している例もあるが、14 世紀・15 世紀については、同一人物に関しては上述の 3 種類の史料のうちの 1 種類が現存するのみである。ただし、14・15・16 世紀を通じて、同一人物に関して複数の遺言書が現存する例はある。その場合でも、検認記録付きの遺言書は通常は同一人物につき一通のみである。検認記録はラテン語で記されるが、遺言書本文は、15 世紀末以降はラテン語で記されたものに加えて英語で記されたものも見られるようになり、次第に英語による記載が増加していく。

本調査で収集したのは、上述の 3 種類の史料を合計して、14 世紀に作成されたものが 21 名分 22 通、15 世紀のものが 15 名分 15 通、16 世紀のものが 26 名分 31 通であり、計 62 名分 68 通である。

以下では、博士論文で中心的に扱う 15 世紀の史料について、本調査で収集したものに限定して述べていく。収集した 15 世紀の史料 15 通の内訳は、遺言書が 5 通、遺言関連文書が 10 通である。ここでは、博士論文のテーマに関してより多くの情報を持つ遺

言書 5 通をとりあげ、「人と人とのかかわりあい」という観点から注目すべき内容のみ抜粋して紹介する。なお、以下の紹介では、史料中に現われる名前の表記は現代英語に直した。氏名の次が史料番号であり、括弧なしの年は遺言書が作成された年、括弧[] 付きの年は検認された年を示す¹⁾。

- ・ Nicholas Ryke (GL, MS 9171/3, f. 366v),
1433 [1433]
遺言執行人に妻と指物師 2 名を指名している。
- ・ John Eggleton (GL, MS 9171/3, f. 374v),
1434 [1434]
遺言執行人に弓職人、刃物職人、指物師それぞれ 1 名を指名している。
- ・ Henry Kendale (GL, MS 9171/5, f. 311v),
1453 [1453]
遺言執行人に妻と刃物職人 2 名を指名している。
- ・ William Smith (GL, MS 9171/5, f. 300),
1460 [1460]
遺言執行人に刃物職人 1 名を指名している。ロンドン市外 (Essex, Hertford) にある教区教会や、その教区に住む貧者へ金銭を遺贈している。刃物職人ギルドに、物品を遺贈している。徒弟 Thomas Higham の残りの徒弟訓練期間を免除するとしている。
- ・ Richard Gybson (GL, MS 9171/7, f. 8v),
1483 [1483]
遺言執行監督人に食料品商 1 名を指名している。

以上のように、遺言書は、遺言書作成者が維持していた他人や団体とのかかわりを探る手がかりとなる。本調査で入手した 14 世紀、16 世紀の遺言書も、今後、解説、分析していく。

2.2 大法官府裁判所の文書

大法官府裁判所に提出された請願書は、国立公文書館に所蔵されており、一次史料の撮影によって入手した。本調査で収集したのは、刃物職人が申立人あるいは申立人とのもめごとの相手であることが明らかである請願書である。時間の制約上、15 世紀に提出されたもの 27 通のみを収集した。これら 27 通のうち、博士論文のテーマに照らして重要な情報を持つ請願書を、明らかになる事柄別に紹介する²⁾。

- ・ 刃物職人の仕事の側面を示す史料
TNA, PRO (以下同), C1/10/124 : 刃物職人間で、ある使用人（おそらく雇われて働く刃物職人）の扱いをめぐるもめごとが起こった。雇われて働く職人の状況の一例を伝えている。
- C1/64/190 : ある徒弟が、徒弟契約期間中に無断で親方の下から逃亡した。徒弟が、再び親方の下に戻る許しを乞うた際に、親方は「彼の仕事の監事 warden」すなわちギルドの役職者

のすすめで徒弟の要求を受け入れた。このことから、刃物職人ギルドの役割の一つに、親方・徒弟間の問題解決があり、実際に機能していたと推測できる。親方と徒弟の確執の一端も垣間見られる。

- ・刃物職人と、ロンドンの商工業者との金銭をめぐるもめごとを示す史料

C1/28/292 : William Seton (刃物職人) と Robert Trotte (獣脂蠟燭製造人)

C1/64/859 : William Jakson (刃物職人) と Thomas Wilson (仕立商)

C1/73/146 : Robert Saxham (刃物職人) と Robert Otteway (醸造人)

C1/117/55 : John Bull (刃物職人) と John Pynder (服地商)

これらの史料から、刃物職人が多様な業種の人々とかかわりを持っていたと述べるのはあまりに短絡である。しかしここに登場する人々について複数の史料にあたって調査することで、もめごとの当事者同士が近隣住民であったのか、仕事の上で面識があったのか、などを探ることは可能である。さらなる調査のきっかけとなる史料といえる。

ここに挙げたのは一例に過ぎないが、収集した大法官府裁判所の請願書を概観すると、刃物職人に関しては、シルクウーマンの場合ほどは仕事の内容や働き方を考える手がかりが請願書に含まれていないように思われる。ギルドを結成していた刃物職人は、仕事の上での問題はギルドを通じて解決していたのかもしれない。たとえば、1489年度の刃物職人ギルドの会計簿からは、3名の徒弟が親方の家に居住していないかどで罰金を徴収されていることが明らかである³。少なくとも親方と徒弟間の問題に関してはギルドが関与していたようだ。

大法官府裁判所の請願書から見出すことができるのは、むしろ刃物職人でもあったロンドンの一市民が、おそらく仕事以外と思われる場面でのどのような人々とかかわっていたのか、という点だろう。刃物職人に関して、ギルドの会計簿とは異なる種類の価値ある情報を提供する史料である。

以上のように、本調査で収集した史料は有益な情報を多く含む。ただし当然ながら、史料の持つ情報がすべて真実であるとは限らないし、遺言書と裁判関連文書から読み取れる人間関係を当事者の持つ他人とかかわりのすべてととらえることはではない。しかし、史料が豊富だとはいえない15世紀ロンドンの商工業者層に属する人々について、史料の持つ問題点を踏まえて慎重に分析し、研究していくことは意味のあることだと考える。

一次史料に加えて、大英図書館とロンドン大学歴史学研究所図書館にて、日本では入手不可能な研究

文献も収集した。さらに、ハーラクストン中世学会に参加し、多くの中世後期イングランド史研究の専門家と意見交換をする機会を得た。

3. 執筆者の研究における本調査の位置づけ

執筆者はこれまで、中世後期ロンドン商工業社会をよりよく理解するため、男女の商工業者に注目し、彼らが仕事内外で築き、利用した他人とかかわりの一端を明らかにすることを目指して研究を行ってきた。これまでの執筆者の研究の特徴は以下の2点にまとめられる。

第一に、同業者団体を結成していなかった、15世紀ロンドンの女性商工業者の働き方や他人とかかわり方の考察である。女性商工業者の例として、絹加工工業に携わっていたシルクウーマンを対象とした。大法官府裁判所の裁判関連文書を用いて、未婚女性・既婚女性・寡婦という女性のライフサイクルの段階ごとの働き方を、法や慣習と関連づけて論じ、女性がライフサイクルの段階ごとに異なる枠組みの中で、法と慣習が定める権利を選択し、状況に応じて使い分けていたことを指摘した⁴。この論考は、シルクウーマンの仕事への夫の介入の度合いや、同業者、原料供給者、顧客との関係などの、他人とかかわり方についての枠組みの整理と実際の状況の考察ともいえる。また、仕事上での非親和的なかかわりの存在も、徒弟とのもめごとを伝える一件の裁判関連文書の分析から示した⁵。

シルクウーマンに関しては、仕事すなわち絹加工工業という側面以外での、他人とかかわりをも考察してきた。シルクウーマンの遺言書や王室の会計簿などを史料とし、同業者や顧客とかかわりのほか、家族との、近隣住民との、また出身地と思われる地域の人々とかかわりも、具体例を挙げて示した⁶。

第二に、同業者団体を結成していた男性商工業者に注目し、団体が成員に対して果たした対内的な社会的役割の研究も進めてきた。具体的な事例として取り上げたのは、先行研究がわずかしかない、15世紀ロンドンの刃物職人である。刃物職人ギルドの会計簿の残存原史料のすべてと関連文書の分析から、慈善活動や互助活動などの社会的機能の実態を具体的に示した⁷。同業者団体を通じての、同業者同士の支え合いの様相の一端が明らかになったといえる。

これらの、執筆者のこれまでの研究は、どれも博士論文の柱となるものである。しかし、第二の特徴として挙げた刃物職人を対象とした研究では、上記1.で述べたように、同業者団体だけでなく個々の刃物職人に注目することも必要である。すなわち、刃物職人の遺言書および刃物職人が関係する裁判関連文書を収集する本調査は、執筆者のこれまでの研究を博士論文の本論としてまとめるにあたって重要な調査だといえる。

4. 今後の研究計画・展望

上記3. で述べた執筆者のこれまでの研究は、博士論文の本論にあたる部分をなす。本調査で収集した刃物職人の遺言書を用いた分析は、まず、博士論文の第6章「商工業の場を通じて築かれたかかわりの利用」（章番号、タイトルは予定、博士論文については以下同）の一部となる。対象とする遺言書に記される遺贈相手に注目し、刃物製作の場で築いたと思われるかかわりが、遺言書作成の時点でも意識されていたことを指摘したい。裁判関連文書もまた、この章を執筆する際に参照する。裁判関連文書からは、仕事の上で築いたかかわりが非親和的な関係に転化する事例もまた明らかにできるだろう。次に、第7章「教区、区におけるかかわり」、第8章「親族とのかかわり」でも、本調査で収集した史料を用いた議論を展開する。商工業者としての刃物職人だけでなく、教区民、区民としての刃物職人、家族・親族の一員としての刃物職人の姿を示すことで、個人から見たロンドン史を描くことを試みる。

本調査の成果は、博士論文以外の媒体でも公表される。博士論文提出以前に予定している口頭報告や論文投稿は2010年8月現在、以下のとおりである。2010年11月に、第4回韓日英国史学会 The Fourth Korean-Japanese Conference of British History にて、“Cutlers in Fifteenth-Century London: Their Relationships with Others”と題して口頭報告を行うことが決定している。その後、この報告に基づいた論文を執筆し、2011年6月に刊行予定の同学会の学会誌 *The Proceedings of Korean Japanese Conference of British History* に2010年中に投稿する予定である。この口頭報告および投稿論文では、執筆者が本調査を含めこれまでに入手した15世紀ロンドンの刃物職人の遺言書および遺言関連文書70名分72通すべてを用いて、刃物職人が築き、ときには選択して利用していた他人とのかかわりを具体的に示すつもりである。刃物職人の持つ他人とのかかわりあいの種類や性質に、15世紀のロンドン商工業社会の一面を垣間見ることができると考える。

また、博士論文提出後になると思われるが、2013年秋に刊行予定の *Journal of Medieval and Early Modern Studies* (Fall 2013, vol. 43, no. 3) への論文の掲載が決定している。“The Charitable Priorities of London Cutlers in the Fifteenth Century”と題して、刃物職人ギルドの会計簿と刃物職人の遺言書・遺言関連文書を史料とし、団体と個人の両面から、商工業者の互助活動・慈善活動の一端を具体的に示すことを目指す。本調査で収集した史料は、こ

の論文の執筆においても主要な史料となる。

以上のように、本調査の成果は、日本語のみならず、英語でも公表される予定である。本調査で収集した史料を用いる論考が、国際学会での口頭報告と洋雑誌への掲載を受理されたことから、本調査およびそれに基づく考察は、グローバルな視野での先進的な調査研究であるといえるだろう。

注

1. 史料番号にある‘GL’は‘Guildhall Library’の略である。ロンドン副司教管区裁判所とロンドン大助祭管区裁判所に登録された遺言書と遺言関連文書は、以前はギルドホール図書館に所蔵されていたが、2009年途中からはロンドン市立公文書館に所蔵されるようになった。
2. 史料番号にある‘TNA’は‘The National Archives’、‘PRO’は‘Public Record Office’の略である。
3. GL, MS 7146/32.
4. 佐々井真知(2008)「大法官府裁判所の裁判関連文書に見るシルクウーマン—中世後期ロンドンの女性のライフサイクルと仕事—」『お茶の水史学』52, 137-176.
5. 佐々井真知(2007)「ある係争事例にみる15世紀ロンドンのシルクウーマン」『F-GENS ジャーナル』9, 93-100.
6. 佐々井真知(2007)口頭報告「遺言書にみる15-16世紀ロンドンのシルクウーマン」日本西洋史学会第57回大会、新潟；Machi Sasai (2008) presentation “The Connections of Silkwomen in Medieval London” International Medieval Congress, Leeds, United Kingdom.
7. Machi Sasai (2009) “The Cutlers’ Craft in Fifteenth-Century London: Corporate and Personal Charity” MA dissertation, Royal Holloway, University of London; 佐々井真知(2010)口頭報告「15世紀ロンドンの刃物職人—相互扶助に注目して—」第2回西洋中世学会、名古屋。

参考文献

- Thrupp, Sylvia L. (1976) *The Merchant Class of Medieval London, 1300-1500*, 2nd edn, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Welch, Charles (1916-1923) *History of the Cutlers’ Company of London: And of the Minor Cutlery Crafts: With Biographical Notices of Early London Cutlers*, 2 vols, London: Printed Privately for the Cutlers’ Company, I: *From Early Times to the Year 1500*, II: *From 1500 to Modern Times*.